

医療法人 久幸会
指定認知症対応型共同生活介護事業
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業
「グループホーム保戸野」運営規程

（事業の目的）

第 1 条 医療法人久幸会（以下「本法人」と略す）が設置経営する「グループホーム保戸野」が行う指定認知症対応型共同生活介護事業・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「本事業」と略す）は、介護保険法の理念に基づき、「グループホーム保戸野」で生活する認知症状態にある者に対し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で介護、日常生活における援助・指導、機能訓練等を行うことにより、健康で明るい豊かな生活を過ごせるよう支援し、福祉の推進を図ることを目的とする。

（運営方針）

- 第 2 条 本事業は、利用者（要支援２もしくは要介護者であって、認知症状態にあるもの）について、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
2. 本事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択により適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行うものとする。
 3. 本事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、特定の種類又は特定の事業者に不当に偏する事のないように、公正中立に行うものとする。
 4. 本事業は、自らその提供する介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 5. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 6. 事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第 11 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称・定員及び所在地）

第 3 条 事業所の名称・定員及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 グループホーム保戸野 - 2ユニット 定員 18 名
2. 所在地 秋田県秋田市保戸野中町 6 番 15 号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 本事業で、勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者 2 名（計画作成担当者、介護従業者と兼務）
管理者は、本法人理事長の命を受けて、職員の管理、利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行う。
2. 計画作成担当者 2 名（管理者、介護従業者と兼務）
（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の調整及び計画書の作成をする。
3. 介護従業者 12 名以上（うち 2 名は管理者、計画作成担当者と兼務）
管理者・計画作成担当者等と連携し、本事業の円滑な運営や利用者の日常生活上の世話、機能訓練を行う。
4. 本事業の職員は、介護保険法の規定により職務の兼務ができるものとする。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第 5 条 利用者又は指定居宅介護支援事業者等は利用申込書を、管理者あてに提出するものとする。なお、管理者は利用申込書受理後速やかに要否を決定し、本人又は家族に連絡しなければならない。

2. 本事業の利用申込は、申込者又はその家族等に対し、運営規程の概要、その他利用申込者のサービス選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。
3. 本事業の（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画は、利用者の意向を基本として作成されるものであり、当事者間での十分な協議の上、説明、同意を得るものとする。

（指定認知症対応型共同生活介護の内容）

第 6 条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

1. 本事業利用者について、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき、介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
2. 計画作成担当者は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき、継続的に実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じて（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。

（利用料、その他の費用の額）

第 7 条 本事業は、法定代理受領サービスに該当する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した際には、厚生労働大臣の定める基準額により、利用者よりサービス利用料の介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額を規定により支払いを受けるものとする。

また、利用料の詳細は別紙「重要事項説明書」参照とする。

2. 本事業は、法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した際には、利用料を利用者より支払いを受けるものとし、その額は介護保険サービス費用基準額との間に不合理な差額を設けないものとする。
3. 本事業は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。
契約に際しては、基本料：居室利用費・施設維持費と食材料費、光熱水費、季節加算費に関し、共同生活を前提とする1ヶ月を単位とした契約とし、日額×月の日数による額とする。
また、月途中の入居に際しては、（基本料＋食材料費＋光熱水費＋季節加算費）×入居日から月末日までの日数による額とする。
4. 利用者が一時入院等により退去した場合、利用者又は保護者が退院後も「グループホーム保戸野」の利用を希望する場合は、入院中も継続して基本料を支払うものとする。
但し、居室の確保期間は「共同生活介護利用契約書」第13条1－③に規定する期間とする。
外泊時においても、基本料を支払うものとする。また、入院期間・外泊期間とは、入院・外泊のため事業所を出た日及び戻った日を除いた期間をさし、食材料費、光熱水費、季節加算費に関しては、その日額と入院期間・外泊期間による計算（日額×日数）により精算等を行うものとする。
5. 月途中の退去に際しての精算は、それまでの介護保険給付サービスの法定代理受領分以外の自己負担分、介護保険給付外サービス等の費用を事業所に支払うものとする。また、事業所は、既に受領した費用について、利用者に対し介護サービス等の未給付がある場合、これを返還するものとする。
精算にあたっては、日額と月の利用残日数による計算（日額×日数）とする。

（非常災害対策）

第 8 条 管理者は、法人担当者とともに消防計画及び災害に対処するための計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

（入居に際しての留意事項）

- 第 9 条 本事業の利用者は、共同生活の秩序を保ち、親睦を図るため、次の事項の順守に努めるものとする。
- また、利用にあたって、心身の状況等によって指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。
2. 来訪者は面会時間（9:00～19:00）を厳守し、必ずその都度職員に届けること。
 3. 外出・外泊の際には、必ず行き先と戻る時間を外出・外泊簿に記載のうえ、職員に申し出ること。
 4. 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って、ご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
 5. 利用者は、サービスの利用にあたり、施設又は敷地内において、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。
 - ① 銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等の搬入・使用・保管
 - ② 大型金庫、その他の重量の大きな物品等の搬入・設置
 - ③ 配水管その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと
 - ④ テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で近隣に迷惑をかけること
 - ⑤ 動植物の飼育・栽培
 - ⑥ 営利・宗教その他の目的による、勧誘・販売・宣伝・広告等の活動を行うこと
 - ⑦ 飲酒・喫煙
 - ⑧ 他利用者の居室内への立ち入り
 - ⑨ 上記以外の他利用者への迷惑行為
 6. 利用者には、貴重品や多額の金額を持たせないこととし、万一の置き忘れ又は紛失等の事故については、本事業所はその責任を負わないものとする。

（秘密保持）

- 第 10 条 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。職員でなくなった後においても、これを厳守する。またその必要な措置を講ずる。
2. 「グループホーム保戸野」は、サービス担当者会議・担当居宅介護支援事業所・医療機関等については、利用者の個人情報を用いる場合もあるため、利用目的を提示し、利用者の同意・当該家族の同意を書面により得るものとする。

（苦情処理）

- 第 11 条 本事業は、提供したサービスに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

- 第 12 条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
2. 前項の事故の状況及び事故に際して執った処置について記録するものとする。
 3. 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わねばならない。

（緊急時における対応）

- 第 13 条 現にサービスの提供を行っているときに、利用者に症状の急変等が生じた場合は、速やかに利用者の家族、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。また、状況に応じて、協力医療機関等への救急搬送を行う。

（ 衛生管理等 ）

第14条 本法人は、本事業の職員に対し、感染症や感染予防等の知識習得に努めるとともに、年2回の健康診断を受診させるものとする。

2. 本事業は、施設、食器その他の設備等の衛生管理をし、感染症や食中毒などの防止に努める。

3. 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないよう以下の措置を講じるものとする。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（ 研 修 ）

第15条 介護サービスの質の維持・向上のため、次のとおり、職員の研修の機会を設ける。

①採用時研修 採用後1ヶ月以内

②法人内外の研修 随 時

③事業所は、すべての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（身体拘束）

第16条 身体拘束は原則行わない。やむを得ず行う場合は、身体拘束廃止マニュアルによるものとする。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとする。

2. 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図るものとする。

②身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

③介護職員その他従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（虐待防止）

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

②虐待防止のための指針を整備する。

③虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2. 事業者及び本事業所職員は、サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他）

第19条 本事業の会計期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2. 本事業の運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に必要な重要事項書類は見やすい場所に掲示し、閲覧できるようにする。
3. 本事業は、利用者に対し、特定の在宅サービス事業者等によるサービス利用の強要又は、当該事業者からその対償として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
4. 事業所は、適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
5. 本事業は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画、その他のサービスの提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から2か年間保存する。
6. 本事業の活動状況を明らかにし、事業所が地域に開かれた健全な運営とサービスの質の向上を実現するため、運営推進会議を概ね2か月に1回以上開催し、その記録は2年間保存する。

附則 この運営規程は平成24年11月 1日より施行する。
この運営規程は平成25年 4月 1日より施行する。
この運営規程は平成26年 4月 1日より施行する。
この運営規程は平成27年 4月 1日より施行する。
この運営規程は平成27年 8月 1日より施行する。
この運営規程は平成28年 4月 1日より施行する。
この運営規定は平成30年 4月 1日より施行する。
この運営規程は令和 6年 1月 1日より施行する。